



## 立地協定書

みよし市土地開発公社（以下「甲」という。）と、株式会社ナニワ（以下「乙」という。）及び合資会社ナニワ（以下「丙」という。）とは、みよし市長（以下「立会人」という。）の立会のもとに、次のとおり立地協定（以下「協定」という。）を締結する。

### （基本事項）

第1条 甲、乙及び丙は、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行しなければならない。

### （事業所立地）

第2条 乙及び丙は、甲が整備する福田池下地区工業団地の内、Bブロックを乙及び丙の事業及びその関連用地として使用する。  
2 前項の面積は、約27,280平方メートルとする。

### （土地譲渡の方法）

第3条 事業所立地に係る用地は、甲が乙及び丙に譲渡するものとし、その方法は土地売買契約により定める。

### （操業開始時期）

第4条 乙及び丙は、第3条に規定する契約の日から、5年以内に操業を開始する。

### （指定用途）

第5条 乙及び丙は、第3条に規定する引き渡しから、10年間は「福田池下地区工業団地募集要領」に基づき、乙及び丙が甲に提出した「福田池下地区工業団地立地計画書」に掲げる用途に供しなければならない。ただし、この協定に定める事業所が経済情勢や不測の事態により操業短縮に至るおそれのある場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。

### （その他の条件）

第6条 乙及び丙は、甲が乙の福田池下地区工業団地への立地審査を行った際に付帯された意見があった場合は、別添「みよし市企業誘致選定委員会付帯意見書」を充分理解し、その内容を遵守又は努力しなければならない。

### （労働力の確保）

第7条 乙及び丙は、地域振興の観点に立って、事業所の従業員については、みよし市民の優先的な雇用に努めることとし、この場合において、甲は、乙及び丙の従業員確保について誠意をもって協力するものとする。

### （疑義の処理）

第8条 甲と乙及び丙は、この協定に定められた事項について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について必要が生じたときは、その都度、甲乙丙協議し、また、必要に応じて立会人の協力を得て処理するものとする。

上記の協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、甲乙丙及び立会人署名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和2年4月3日

甲 愛知県みよし市三好町小坂50番地  
みよし市土地開発公社  
理事長 酒井 喜市



乙 愛知県みよし市苅生町下永井田1番地2  
株式会社ナニワ  
代表取締役社長 加瀬澤 克治



丙 愛知県日進市米野木町南山973番地68  
合資会社ナニワ  
代表社員 加瀬澤 克治



立会人 愛知県みよし市三好町小坂50番地  
みよし市  
代表者 みよし市長 小野田 賢治

